

2021年度 学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 策定の意義

本校のいじめ防止基本方針は、児童の人権を尊重する理念の下、町田市いじめ防止基本方針等を踏まえ、学校、家庭、地域、町田市、その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。また、いじめ問題が重大事態に及んだ場合の対処のための方針も示すものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに関する基本的認識

- (1) いじめは重大な人権侵害である。
- (2) いじめは誰もが加害者にも被害者にもなりうる可能性がある。
- (3) いじめは、いじめられる側にも非があるなど、いじめを正当化することは許されない。
- (4) いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを許すことである。いじめを見て見ぬふりをすることはいじめに加担していることと等しい。

第2 いじめ防止等の具体的な取り組み

人権感覚の高揚を、あらゆる教育活動の基盤に据える

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

すべての児童が、いじめは人として決して許されないことを理解し、自覚できるようにするとともに、すべての児童が安心でき、自他の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通い合う望ましい人間関係をはぐくむための取り組みを推進する。

【取り組み】

(1) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の時間は、道徳的価値について教師が児童と共に考え、よりよい生き方を求める時間とする。
- ・ いじめ問題を考えるための校長講話を、学期1回程度、全校朝会で行う。

- ・ 学級活動において、あいさつ、時間、責任などの学校生活の基本について、実践力を高め、よりよい学級づくり、よりよい学校づくりに参画する態度や自治的能力を育成する。

(2) 体験学習の充実

- ・ クラブ活動、委員会活動を通して、異学年間の望ましい人間関係を育む。
- ・ 自然体験、社会体験、異校（園）種との交流体験を積極的に行い、「やさしい子」の育成をめざす。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめ解消への迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童との信頼関係を高めていくとともに、いじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。

【取り組み】

(1) 定期的な調査の実施

- ・ いじめに関する心のアンケートを毎月行い、児童の実態と意識を掌握する。

(2) スクールカウンセラーの効果的活用

- ・ スクールカウンセラーの機能を児童や保護者に広報するとともに、教員の教育相談のスキルを向上させる。
- ・ 5年生の全児童を対象にスクールカウンセラーが面談を行い、相談しやすい環境を整えるとともに、多面的な児童理解を図る。

3 いじめから「守る」（早期対応）

いじめの情報やいじめの兆候、いじめの発生が確認された場合には、いじめを受けている児童の心身の安全確保を最優先する。いじめに関わった児童に対しては、毅然とした指導を行い、保護者にも十分な対応を求める。また、再発の防止のため、迅速かつ組織的に対応できる体制の確認をする。

【取り組み】

(1) 組織的対応の徹底

- ・ いじめは疑いの時点で、速やかに管理職に報告し、学校組織を挙げて実態の把握に努める。いじめを認知した場合は、校長のリーダーシップの下、いじめられた児童の心情に寄り添い、早期の解決を約束する。
- ・ いじめを、学級内の問題として捉えるのではなく、学年体制あるいは学校体制の最善を活かした指導を行う。

(2) 保護者との連携

- ・ いじめた児童・いじめられた児童双方の保護者への情報提供を迅速かつ正確に行い、家庭での教育の重要性を踏まえ、協力を求める。また、対応終了後も、しばらくの間は保護者との緊密な連携に努める。

4 いじめ防止対策委員会の設置

校長・副校長・生活指導主任・スクールカウンセラー・その他校長が必要と認めた教職員から成る、いじめ防止対策委員会を置き、いじめの未然防止、いじめ発生後の

対応の中核を担う組織とする。また、いじめ問題が重大事態に及んだ場合は、事実関係を明確にするための調査委員会としての役割も併せもつこととする。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき。ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童の状況を教育委員会に報告し、教育委員会が判断する。また、いじめられた児童や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、調査の実施や報告などを適切に行う。

2 重大事態への対応

重大事態が発生したときは、本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査や具体的な対応への協議を行っていく。また、本校から教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

第4 その他

- 1 この方針に基づき、いじめに関する対応を適切に行っていくため、いじめ防止等の取り組みを適宜、評価し、必要に応じて改善を進める。

- 2 いじめ防止対策委員会（校務分掌組織図に位置付ける）

【構成】

